

担保法制の見直しに関する中間試案のとりまとめに向けた検討(9)

目次

第1	動産を目的とする新たな規定に係る担保権の対抗要件等の在り方	2
5 第2	債権を目的とする新たな規定に係る担保権の対抗要件等の在り方	12

第1 動産を目的とする新たな規定に係る担保権の対抗要件等の在り方

個別動産又は集合動産を目的とする新たな規定に係る担保権の対抗要件等の在り方を、次のとおりとしてはどうか。

- 1 引渡し（占有改定を含む。）を、新たな規定に係る担保権を第三者に対抗するための要件とする。
- 2 新たな規定に係る担保権を原因として登記をすることができることとし、登記がされたときは、目的動産について引渡しがあったものとみなすこととする。
- 3 同一の（集合）動産について数個の新たな規定に係る担保権が設定されたときは、その順位は、法令に別段の定めがある場合を除き、これをもって第三者に対抗することができるようになった時の前後によるものとする。
- 4 登記により対抗要件を備えた新たな規定に係る担保権は、占有改定により対抗要件を備えた担保権に優先するものとする。
- 5 新たな規定に係る担保権の公示の在り方を、次のとおり検討してはどうか。
 - (1) 新たな規定に係る担保権の登記事項（①当事者の特定に必要な事項、②登記原因及びその日付、③目的物の特定に必要な事項等）は、基本的には現在の動産譲渡登記と同様とする。ただし、目的物の特定方法の在り方について、検討する。
 - (2) 登記された新たな規定に係る担保権と同一の目的物に係る他の登記された新たな規定に係る担保権との関連性を登記記録に示すための方策について、検討する。
 - (3) （新たな規定に係る担保権について、転担保、担保権の順位の変更、担保権の譲渡・放棄及び担保権の順位の譲渡・放棄等を可能とすることを前提に）新たな規定に係る担保権について、担保権の内容（被担保債権の額等）、転担保、担保権の順位の変更、担保権の譲渡・放棄及び担保権の順位の譲渡・放棄等を登記できるようにすることの必要性とそのための方策について、検討する。
 - (4) （動産・債権譲渡登記制度一般について）商号の登記をした商人を、登記することができる譲渡人（新たな規定に係る担保権の設定者）の範囲に含めることについて、検討する。
 - (5) （動産・債権譲渡登記制度一般について）登記手続の利便性向上のための方策（オンライン申請等の利用促進のための方策を含む。）について、検討する。

(説明)

新たな規定に係る担保権の公示の在り方について検討するものである。なお、動産所有権留保の第三者対抗要件の要否等については議論の対立があるため、本文は、主として動産所有権留保以外の新たな規定に係る担保権を想定している。

1 本文1について

本部会では、新たな規定に係る担保権について、担保物権創設型と担保目的取引規律型のいずれの立場を採ったとしても、その第三者対抗要件を、登記に一元化するのではなく、引渡し（占有改定を含む。）とすることについておおむね意見が一致していることから、本文1としてその旨を提案するものである。

2 本文2について

新たな規定に係る担保権を登記した場合の効果について、部会資料 14 では、現行の動産譲渡登記制度（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下「法」という。）第 3 条第 1 項）と同様に、登記をすれば引渡しがあったものとみなされるという効果を維持する案（【案 14.1.4.1】）と登記そのものを対抗要件とするなど動産譲渡登記の効果を変える案（【案 14.1.4.2】）を提案していたが、本文 2 は、前者を採用することを提案している。

この理由として、引渡しを新たな規定に係る担保権の設定の第三者対抗要件とするのであれば、登記がされたときは引渡しがあったものとみなすという現行の動産譲渡登記と同様の効果を認めることで特段の問題はないと考えられること¹、登記の効力を統一的なものとすることによって、真正譲渡と担保目的譲渡との間の性質決定リスクに適切に対応し得ることが挙げられる。例えば、譲渡人 A が譲受人 B に動産甲を譲渡し、真正譲渡を原因として登記を行った後、動産甲の譲渡目的が担保目的であると事後的に性質決定された場合に、真正譲渡を原因とする登記が担保目的譲渡の登記としての効力を有するかが問題となる。この点については、真正譲渡を原因とする登記がされていたとしても、目的動産について引渡しがあったものとみなすという本文 2 の立場を採るのであれば、登記原因の内容にかかわらず目的物について引渡しの効力を認めることができると考えられ、ひいては真正譲渡を原因とする登記に、担保目的譲渡の対抗要件としての効果を認めても良いとも思われるが、どのように考えるか²³。

また、新たな規定に係る担保権について、転担保、担保権の順位の変更、担保権の譲渡・放棄及び担保権の順位の変更・放棄等（以下これらを「新たな規定に係る担保権の処分等」という。）を登記することができることとした場合には、登記を引渡しとみなすという現行の動産譲渡登記制度の枠組みのみでは対応することができない。そこで、本文 5 では、新たな規定に係る担保権に係る登記を二層構造とし、第 1 層に新たな規定に係る担保権の設定の登記を行い、第 2 層に新たな規定に係る担保権相互の関連性や担保権の処分等を公示できるようにして、それぞれに異なる効果を持たせることを提案している（詳細は後記 5 に記載する。）。

3 本文 3 について

(1) 部会資料 14 では、同一の（集合）動産について数個の新たな規定に係る担保権が設定されたときの優劣関係について、第三者に対抗可能となった時の前後によるものとする案（【案 14.2.1.1】）と、新たに設けるファイリング制度におけるファイリングによるものとする案【案 14.2.1.2】を併記していたが、本文 3 は、前者を採用することを提案している。

¹ もっとも、担保物権創設型によると、法第 3 条第 1 項の「動産…を譲渡した場合」には必ずしも該当しないことから、登記ができる場合を動産譲渡の場合に限らない規定ぶりに改めることが考えられる。

² このように解した場合には、登記原因を修正する必要があるか、あるとしてどのような手続により修正するかについても検討する必要がある。

³ 譲渡人 A が譲受人 B に動産甲を譲渡し、担保目的譲渡を原因として登記（1 番登記）を行った後、譲渡人 A が譲受人 C に動産甲を譲渡し、担保目的譲渡を原因として登記（2 番登記）がされ、その後、1 番登記に係る譲渡が真正譲渡であると性質決定されることもあり得る。このような場合には、2 番登記を受けた譲受人 C は、即時取得により保護され得るものと考えられる。

(2) 本部会では、動産譲渡登記制度を存続させることについておおむね意見は一致しており、これとは別に担保権の順位を決するための担保ファイリング制度を新たに設けるかどうか議論されてきた。この点について、二読では、動産譲渡登記制度と担保ファイリング制度という二つの公示制度を併存させることの合理性が認められるかを検討する必要があるとの意見があった。

担保ファイリング制度は、簡易、迅速、廉価な公示を実現するために提案された制度である。担保ファイリング制度は、担保権の存在を第三者に警告する機能を有し、このような観点から、目的物の特定を、第三者が担保権の存在を問い合わせることができる程度に簡略化することや動産譲渡登記と比べて簡易、迅速、廉価な手続を実現することなどが提案されている。

しかし、これらは、動産譲渡登記制度を見直すことによっても一定程度対応することができ、担保ファイリング制度を導入しなければ解決できないものではないと考えられる。

まず、前者については、①新たな規定に係る担保権について実体法上求められる目的物の特定の程度を柔軟に考え、登記において求められる特定方法に反映させることによって対応することが考えられる。例えば、動産を特定するために必要な事項として求められている「動産の保管場所の所在地」(動産・債権譲渡登記規則(以下「規則」という。)第8条第1項第2号ロ)以外の事項による特定を認めることなどが考えられる(後記5において詳述する。)

また、後者については、②現行の動産譲渡登記制度を踏まえて、より簡易、迅速、廉価な手続の実現可能性を検討する必要がある。

動産・債権譲渡登記令(以下「令」という。)第5条は、当事者申請主義を原則としており、動産譲渡登記の申請は、書面申請(令第7条第1項)又はオンライン申請(規則第24条)の方法によることができる。

動産譲渡登記の申請に際して提出等が求められる主な書面等は、書面申請にあつては申請事項等を記載した登記申請書(令第7条第2項)及び代理人によって申請するときは委任状(令第8条第2号)等、オンライン申請にあつては、これらの書面に記載した事項に係る情報(規則第26条第1項及び第3項)等であり、不動産登記申請における登記原因証明情報に相当する情報の提供は求められていない。

また、登記申請人の本人確認を適切に行うため、書面申請にあつては、登記申請書には申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印し(代理人によって申請するときは、委任状)、動産譲渡登記の譲渡人の代表者の印鑑証明書(登記所が作成したもの)を添付しなければならない(規則第13条第1項第3号)、電子申請にあつては、申請に係る情報に電子署名をするとともに、電子署名をした者に係る一定の電子証明書(電子署名をした者が商業登記所に印鑑を提出した者であるときは、商業登記電子証明書に限られる。)を送信しなければならないこととされている(規則第26条第5項)。

以上を踏まえると、上記②に対応する方向性としては、i 登記申請書に記載する申請事項等を緩和する方向と、ii 印鑑証明書や電子証明書等の本人確認方法を緩和する方向が考えられる。

iについては、上記①すなわち動産譲渡登記の目的物の特定のための要件を柔軟化することで対応することができると考えられる。これにより目的物の厳密な特定のために要していたコストを低減することも可能である⁴。なお、目的物の特定以外の申請事項等の記載が、申請人の大きな負担になっているとはいえない⁵。

5 iiについて、現行の動産譲渡登記制度では、登記官による印鑑証明書や電子証明書の確認を通じて申請人の本人確認が行われ、なりすましによる不実の登記を防止している一方で、電子署名の普及が十分ではないため、電子署名及び電子証明書の提供が求められるオンライン申請はハードルが高く、普及していないことが指摘されている⁶。(特にオンライン申請を念頭に置いた)本人確認の在り方については、動産譲渡登記制度の特質を踏まえて⁷、申請人の使いやすさの向上という観点と、なりすましによる不実の登記の防止という観点から、慎重に検討する必要があると考えられる。例えば、登記をすることにより不利益を受ける者の本人確認については従来の方法を維持しつつ、登記をすることにより利益を受ける者の本人確認については一定程度緩和する(例えば、不実の登記が行いやすくなることも勘案の上、許容する電子証明書の範囲を拡大する)などの方向性が考えられるが、どのように考えるか。なお、iiについては、担保ファイリング制度を採用したとしても、とりわけ設定者の本人確認をどのように行うのが問題となり(本部会の議論では、設定者の一定の関与の下で(少なくとも承諾を得た上で)担保ファイリングができるとすることが前提とされているが、当該設定者の関与を担保するためには、一定の本人確認が行われる必要がある。)、動産譲渡登記制度及び担保ファイリング制度に共通する制度的課題である。

10 以上のおおりに、担保ファイリング制度の導入により解決を図ろうとする問題点については、担保ファイリング制度の趣旨も取り込みつつ、既存の動産譲渡登記制度を見直すことによっても一定程度対応することが可能であり、動産譲渡登記制度とは別に担保ファイリング制度を併存させることは、公示制度の分かりにくさや手続の煩雑さ等のデメリットを踏まえると、相当ではないと考えられる。

15 そこで、本文3では、担保ファイリング制度を導入する提案は行っていない(もっとも、本文5では、動産譲渡登記制度の見直しについて、担保ファイリング制度の提案趣旨を十分に勘案しつつ行うことを提案している。)

4 本文4について

⁴ 動産譲渡登記における目的物の特定要件の緩和がコスト削減につながり得ることを指摘するものとして、コーエンズ久美子「動産譲渡登記の見直しの方向性—企業金融の実態調査の結果から—」(登記情報713号)13頁。

⁵ 伊見委員は、本部会において、司法書士実務の観点から、申請情報を簡易化しても申請人の手続負担の軽減につながるとは言い難いとの意見を示している(第15回議事録11頁(伊見委員))。

⁶ 鈴木龍介、西山義裕、徳本好彦、小野絵里、本橋寛樹「座談会「動産・債権譲渡登記の課題と展望～担保法制の見直しに臨んで～」」(登記情報702号。以下「鈴木ほか・座談会」で引用)7頁

⁷ 不動産登記とは異なり、動産譲渡登記については表題部の概念がなく、登記原因証明情報の提供も求められていない(動産譲渡登記がされているからといって、動産が真実に存在すること、真実に譲渡がされたことまで公示するものでない(植垣勝裕＝小川秀樹編著『一問一答動産・債権譲渡特例法〔三訂版増補〕』(商事法務、2010。以下「植垣＝小川・一問一答」で引用)73頁)ことなどから、本人確認の方法についても不動産登記と異なる方法が許容されるともいえる。

本文4は、引渡し（占有改定を含む。）を新たな規定に係る担保権を第三者に対抗するための要件とすることを前提に、動産譲渡登記により対抗要件を備えた新たな規定に係る担保権は、占有改定により対抗要件を備えた担保権に優先することとするルール（いわゆる登記優先ルール）を設けることを提案するものである。本部会では、（担保ファイリング制度を導入しないこととする立場を前提に）登記優先ルールを採用することでおおむね意見の一致を見ており、その旨を本文に記載している。

なお、登記優先ルールについては、対抗要件が競合した場合には単に対抗要件を具備した時間的先後によって優劣が決まるという対抗要件理論との整合性がとれないという理論上の問題があると指摘されている⁸。しかし、例えば、抵当権の順位の規定（民法第373条）が不動産に関する物権の変動の対抗要件の規定（民法第177条）とは別個に設けられているように⁹、対抗要件の問題と担保権の順位の問題は区別することができ、担保権の優劣を対抗要件具備の時間的先後によって決めなければならない論理的必然性はなく、政策的観点から異なる規律を設けることもあり得るとも思われるが、どのように考えるか。

登記優先ルールを採用する場合には、これを契機として、登記申請手続の一層の合理化を図り、申請人にとってより使い勝手の良いものとするのが考えられる。この点は、本文5(5)において提案している¹⁰。

5 本文5について

(1) 見直しの基本的な考え方について

本部会では、動産譲渡登記制度を維持しつつ、その内容を充実化し、新たな規定に係る担保権の内容や、新たな規定に係る担保権の処分等の公示手段を求める意見が示された。他方で、動産譲渡登記は、物的に編成されておらず、登記された目的物相互の同一性や重なり合いを登記官が審査することは困難であり、これらを適切に公示するための方策が問題となる。

本文5では、これを踏まえて、次のような二層構造を基礎とする登記制度の見直しを提案している（その概略は別添イメージ図のとおりであり、これを引用しながら提案内容について説明する。）。

すなわち、まず、新たな規定に係る担保権の設定の第三者対抗要件である登記（イメージ図の「登記1」及び「登記2」）を行うこととし（第一層。既存の動産譲渡登記を記録していた部分であり、これと並んで新たな規定に係る担保権の設定の登記をすることを想定している。）、その上で、新たな規定に係る担保権の内容、新たな規定に係る担保権相互の関連性及び新たな規定に係る担保権の処分等を公示するための目録（第二層。

⁸ 植垣＝小川・一問一答 35 頁

⁹ 民法第373条の根拠については、不動産に関する物権である「抵当権」の設定は登記をしなければ第三者に対抗することができず（民法第177条）、他の抵当権者は、同条にいう「第三者」の中で最も利害を受ける者であることから、抵当権者間の順位は「登記の前後」によらなければならないこととしたものであると説明されている（森田修編『新注釈民法(7)』（有斐閣、令和元年）7頁）。

¹⁰ 二読の議論では、個別動産についてまで登記優先ルールの対象とすると、登記をすることとのコストが見合わないこと等から、個別動産については登記優先ルールの対象外とする意見もあった。しかし、個別動産と集合動産で規律を異にする法的理由を見いだすことが困難であること、登記申請手続の合理化を図ることで一定程度の対応が可能であると考えられることから、集合動産についてのみ登記優先ルールの対象とする案については、本文には記載していない。

イメージ図の「関連担保目録」)を創設するというものである。

(2) 新たな規定に係る担保権の設定の登記(第一層)の登記事項等について(本文5(1)関係)

5 新たな規定に係る担保権の登記事項(①当事者の特定に必要な事項、②登記原因及びその日付、③目的物の特定に必要な事項等)について、現行の動産譲渡登記と基本的に同様とすることを想定している。もっとも、新たな規定に係る担保権の内容(被担保債権の額等)については、後記のとおり、関連担保目録(第二層)への公示を可能とすることを提案している。

10 なお、前記3のとおり、目的物の特定の程度を柔軟化することについて検討する必要がある。ここで、登記の目的物の特定方法の柔軟化は、登記官による審査の前提となる、目的物の特定の要件をどのように設定すればよいかという問題を念頭に置いている。

15 この点については、申請人の負担を軽減する観点から、目的物の特定の程度を柔軟化することとし、規則第8条に規定する動産を特定するために必要な事項の内容について、より柔軟な要件を設けることが考えられる。例えば、集合動産について動産を特定するために必要な事項として求められている「動産の保管場所の所在地」(規則第8条第1項第2号ロ)以外の事項による特定を認めることが考えられる。もっとも、具体的にどのような事項による特定を認めるかについて検討する必要があるほか、目的物の特定の程度を柔軟化することとした場合には、当該他の事項による特定が不十分であれば、様々な局面(特に、実行の局面)において、目的物の特定性が満たされていないと判断がされるリスクが高まることが想定される¹¹。例えば、基本的には申請人の申請内容に従って登記を行い、事後的に目的物の特定が不十分であるとして(訴訟により)当該物について、登記の効力が認められないと判断されるリスクについては、申請人や登記を確認した第三者に負わせることも考えられる。このように、登記審査における目的物の特定要件を緩和して申請人の負担を軽減させることとした上で、事後的に目的物の特定が不十分であるとして登記の効力が認められないと判断されるリスクを、申請人や登記を確認した第三者に負わせるという見直しの方向性について、どのように考えるか。

25 (3) 新たな規定に係る担保権の内容、新たな規定に係る担保権相互の関連性及び新たな規定に係る担保権の処分等を公示するための方策等(第二層の公示関係)について(本文5(2)及び(3)関係)

30 新たな規定に係る担保権の内容、新たな規定に係る担保権相互の関連性及び新たな規定に係る担保権の処分等を公示するための方策(第二層の公示関係)を提案するものであり、その具体的内容は、以下のとおりである。

35 ① 新たな規定に係る担保権の設定の登記を行った設定者と担保権者は、共同して、関連担保目録作成の登記申請をすることができ、この申請に際しては、併せて登記された担保権が他の登記された担保権と関連する旨の登記(以下「関連付けの登記」とい

¹¹ 登記の効力が認められる前提として必要となる登記記録上の目的物の特定の程度は、新たな規定に係る担保権の設定契約の内容たり得る程度のものであれば足りると考えられる。

う。)申請をすることができることとする(イメージ図の「関連付けの登記」)¹²。ここで、「関連する」とは、登記された担保権が他の登記された担保権と先後順位の関係にある場合を想定している。

② 関連担保目録作成の登記申請があった場合には、登記官は、関連担保目録を作成し、
5 関連付けの登記申請がされた(関連付けられた)登記を一覧的に記録することとする
(イメージ図の「関連担保目録」を参照)。なお、関連付けの登記申請がされた登記相互間の関連性(例えば、登記された担保目的物の同一性や重なり合い)について、登記官は審査を行わないものとする(関連性の判断は、設定者と担保権者の双方が、関連付けの登記申請をする際に行うことを想定している)。

10 したがって、必ずしも実体法上は先後順位の関係にない新たな規定に係る担保権が同一の関連担保目録に記録されることもあり得るし、実体法上は先後順位の関係にある他の新たな規定に係る担保権が関連担保目録に記録されないこともあり得るが、それらの確認は登記事項を確認した者において行うことが想定されている。

③ 登記された新たな規定に係る担保権については、関連担保目録に担保権の内容(被担保債権の額等)を登記できることとする¹³。

④ 新たな規定に係る担保権の処分等を行うことができることについて、本部会で特段の異論は示されておらず、これを適切に公示する方策が問題となっている。

新たな規定に係る担保権の処分等の対抗要件又は効力要件については、抵当権の規律を参考に、以下のとおりとすることが考えられる。すなわち、転担保、担保権の譲渡・放棄、担保権の順位譲渡・放棄については、主たる債務者、保証人、担保権設定者及びこれらの者の承継人に対する対抗要件は、主たる債務者に対する通知又は主たる債務者の承諾とし(民法第377条第1項参照)、上記の者以外の者に対する対抗要件や、担保権者が数人のために担保権の処分をした場合における処分の利益を受ける者の順位を決めるための基準は、登記とすることが考えられる(民法第376条第2項参照)。また、担保権の順位の変更については、登記を効力要件とすることが考えられる(民法第374条第2項参照)。

その上で、新たな規定に係る担保権の処分等の合意については、関連担保目録に登記できるとすることを提案している。飽くまで新たな規定に係る担保権の処分等の「合意」を登記する(第三者の承諾を要する場合には、当該「第三者の承諾があったこと」
30 も登記する)こととし、新たな規定に係る担保権の処分等の合意について実体的効力が生じた旨(例えば、登記1と登記2の「順位が変更した」旨)は記録せず、記録された「合意」の内容について実体的効力が生じたかどうかは、登記事項を確認した者の判断に委ねることを想定している。例えば、新たな規定に係る担保権の順位の変更を行った場合において、民法第374条と同旨の規律を設けるときは、担保権者全員の

¹² この関連付けの登記申請は、関連担保目録が作成された後であってもすることができることを想定している。

¹³ 債権質の質権設定登記と同様に、新たな規定に係る担保権の被担保債権の額又は価格は必要的登記事項とする方向性と、被担保債権の額又は価格の登記は任意的なものとし、参考事項としての意味を有するにすぎない(第三者対抗要件としての意味を有しない)とする方向性があり得る。

合意と利害関係を有する者の承諾が必要となるが、担保権者全員が合意しているか、利害関係を有する者全員の承諾を得ているか（これらの者全員の合意や承諾の登記がされているか）について、登記官は審査せず、登記事項を確認した者の判断に委ねることを想定している（新たな規定に係る担保権の順位の変更の合意が登記されているからといって、順位変更の実効力が生じているとは限らないことになる¹⁴。このことは、絶対的効力が生じる順位の変更の場面において特に問題となる。）。

なお、上記に掲げるもののほか、他に登記することが考えられるものとして、次の事柄が考えられるが、それらの合意等を全て登記できるようにする必要があるかが問題となり得る（いずれも実体法上認められることを前提とする。）。

- ・元本確定前の根担保権の譲渡・分割譲渡¹⁵・一部譲渡（民法第 398 条の 12 及び 13 に相当）
- ・根担保権者について相続が開始した場合における指定根抵当権者の合意（民法第 398 条の 8 第 1 項に相当）
- ・根担保権の債務者について相続が開始した場合における指定債務者の合意（民法第 398 条の 8 第 2 項に相当）

一案として、これら全てを関連担保目録に登録できるようにすることが考えられる。これに対し、関連担保目録の内容等が複雑になる可能性もあるため、一部に限って登記できるようにすることも考えられる（例えば、実務上ニーズがあるとされる新たな規定に係る担保権の順位の変更や、当事者間でのみ効力を生じる転担保、担保権の譲渡・放棄、担保権の順位の変更・譲渡・放棄に限って登記できるようにするなど）。この点について、どのように考えるか¹⁶。

- ⑤ 次のとおり、関連担保目録と実行通知を送付すべき範囲を結び付けることも考えられる。例えば、関連担保目録に記録された新たな規定に係る担保権の担保権者（登記名義人）が当該登記された新たな規定に係る担保権を私的実行する場合には、当該関連担保目録に記録された他の登記の登記名義人（担保権者）に対して実行通知を送付しなければならないという規律を設けることが考えられる。これによれば、後順位担保権者が登記をする場合には、設定者から登記事項証明書の交付を受けて先順位担保権者の有無を確認し、先順位担保権者が存在する場合には関連付けの登記を行うこと

¹⁴ 例えば、関連登記 1 と関連登記 2 の間に関連担保目録には記録されていない中間順位の担保権の登記が存在することもあり得る。この場合には、中間順位の担保権者の合意の登記がなければ担保権の順位の変更の効力は認められないこととなるが、その判断は、登記事項を確認した者に委ねられることとなる。また、担保権の順位の変更の対象とされた登記の目的物が実際には一致していない場合も想定し得る。

¹⁵ 根担保権の分割譲渡については、極度額の設定の要否と関連して、実体法上認められるかが議論されている。

¹⁶ 例えば、電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）は、電子記録債権を目的とする質権について、順位の変更（同法第 39 条）及び転質（同法第 40 条）のみを認めており、質権又はその順位の変更又は放棄を認めていない（同法第 36 条において民法の規定が準用されていない）。これは転質及び質権の順位の変更についてはこれを活用する実務上のニーズがあるが、質権又はその順位の変更又は放棄については、これらを活用するニーズが乏しく、これらに対応する電子債権記録機関のシステムを作らなければならないコストの問題が考慮されたことによると説明されている（萩本修＝仁科秀隆編著『逐条解説電子記録債権法』（商事法務、2014）235 頁）。

により先順位担保権者が私的実行をした場合に確実に実行通知を受けられることを意図するものである（後順位担保権者が私的実行する場合には、少なくとも先順位担保権者の同意を得ることが前提とされているため、主として先順位担保権者が私的実行する場合の後順位担保権者の保護が問題となると考えられる。）。

5 これに対し、動産競売手続により新たな規定に係る担保権を実行する場合には、後
順位担保権者が申立てに際して先順位担保権者の同意が求められるものではないため、
先順位担保権者に広く手続に参加する機会を与える必要があるとも考えられる。また、
新たな規定に係る担保権の目的物が一般債権者による強制執行の対象とされた場合にも、
10 目的物の占有が移転したり買受人が目的物を即時取得したりする可能性があること
から、担保権者に当該手続の係属を認識させる機会を与える必要があるとも考えら
れる。そこで、私的実行の場合に比して、民事執行手続の場合における実行通知の範
囲を拡大することも考えられる（例えば、同一の設定者に係る他の登記された担保権
者については全て通知を行うなど。）。

15 このように、関連担保目録と実行通知を送付すべき範囲を結び付ける方向性につ
いて、どのように考えるか¹⁷。

20 上記①～⑤を踏まえると、関連担保目録に係る第二層の公示の趣旨は、i 関連担保目
録に新たな規定に係る担保権が登記されることにより、新たな規定に係る担保権の内容
等をより正確に把握し得るとともに、新たな規定に係る担保権の処分等を公示できるメ
リットや、ii 関連担保目録と実行通知の範囲を結び付ける立場によれば、先順位の他の
25 新たな規定に係る担保権が実行された際に確実に実行通知を受けられるメリットがあり、
これらを通じて、できる限り実体法上の先後順位関係にある新たな規定に係る担保権が
同一の関連担保目録に記録されるように動機付けるとともに、関連付けの登記申請に新
たな規定に係る担保権の設定者を関与させることにより、関係のない新たな規定に係る
担保権が関連担保目録に記録されることを防止しようとするものである。これにより、
25 関連担保目録を確認することによって、新たな規定に係る担保権に関する必要な情報を
一覽的に得ることができるようになることを意図している。

30 もっとも、前記のとおり、関連担保目録に記録された新たな規定に係る担保権が、実
体法上先後順位関係にあることを保証するものではないし、実体法上先後順位関係にあ
るが、関連担保目録には記録されていない他の新たな規定に係る担保権が存在する可能
性を否定することができない。したがって、実体法上の厳密な順位関係等については、

¹⁷ なお、これに関連して、実行した旨を関連担保目録に公示する必要があるかが問題となる。これは、実行により目的物の確定的所有権を取得した者が当該目的物を転売する際に関連担保目録の記録が残っていることが風評被害による価格下落のリスクにつながり得ることを念頭に置いたものである。この問題については、転売に際して、実行を受けた者の動産譲渡登記まで確認することは想定しがたいため、特段の公示は要しないことが考えられる。これに対し、価格下落のリスクを低減するために、実行した旨の公示をすることも考えられる。例えば、動産競売手続により新たな規定に係る担保権を実行する場合には、裁判所からの嘱託により、実行した旨を関連担保目録に記録することが考えられる。また、私的実行の場合には、私的実行が適正にされたことを登記官が審査することは困難と考えられるため、例えば、担保権者の単独申請により私的実行したことを関連担保目録に記録した上で、担保権設定者に通知を行い、担保権設定者の異議により抹消を認めるなどの方策が考え得る。

最終的には関連担保目録を確認した者の判断に委ねざるを得ないことが前提となる。

以上のような見直しの方向性について、どのように考えるか。

(4) 本文5(4)について

現在の動産・債権譲渡登記は、譲渡人（新たな規定に係る担保権の設定者）として登記することができる者が法人に限定されている（法第3条第1項、第4条第1項）が、個人で事業を営む商人等についても譲渡人として登記することのニーズがあることが指摘されている¹⁸。そこで、一定範囲の個人についても譲渡人として登記することを認めることが考えられる。もっとも、あらゆる個人にまで利用範囲を拡大するのは、名寄せにより個人所有の動産に関する担保権の有無を誰でも把握できることとなりプライバシーの関係で問題があり得ること、登記事項概要証明書や概要記録事項証明書の検索のために必要となる譲渡人個人の住所等の変更を適時適切に登記に反映させることが容易でないことなどから、相当でないと考えられる。これに対し、商号の登記（商法第11条第2項、商業登記法第28条）をした商人は、法人と同様に商号登記簿と結び付けて特定することが可能であり、事業財産に係る担保権の有無に関するプライバシー保護の要請も、比較的小さいといえる。そうすると、商号の登記をした商人がする動産譲渡（新たな規定に係る担保権の設定）に限って動産譲渡登記の対象に加えることが考えられるが、どのように考えるか。

これと関連して、前記(3)④のとおり、関連担保目録に新たな規定に係る担保権の処分等の合意等があったことを登記できることとした場合には、商号の登記をした商人以外の個人については、当該登記をすることができないこととなる。この点については、このような個人については新たな規定に係る担保権の処分等をするニーズは乏しいと考えられること、新たな規定に係る担保権の処分等を要する場合には商号登記をするか、法人設立をすることで対応すれば足りることから、不都合は生じないとも言い得るが、どのように考えるか。

(5) 本文5(5)について

登記優先ルールを採用し、登記に特別な効力を認める以上、登記手続の利便性を向上させる方策を講ずる必要があり、特にオンライン申請の利用促進を図ることが不可欠である。そこで、前記3のとおり、目的物の特定要件の見直しや、オンライン申請における本人確認方法の合理化（例えば、譲受人（新たな規定に係る担保権の担保権者）について許容される電子署名の範囲の拡大等について検討することが考えられる。）等を通じて、申請人の負担軽減を図ることが考えられる。

併せて、登記事項証明書及び登記事項概要証明書（以下「登記事項証明書等」という。）についても、同様の観点からオンラインによる交付申請手続の利便性を向上させることが考えられる。

そのほか、実務上の課題として指摘されている事項についても、併せて対応することが考えられる¹⁹。

¹⁸ 鈴木ほか・座談会8頁以下

¹⁹ 例えば、登記の存続期間（法第7条第3項、第8条第3項）を延長するなどの対応が考えられる。

第2 債権を目的とする新たな規定に係る担保権の対抗要件等の在り方

債権を目的とする新たな規定に係る担保権（以下単に「債権を目的とする担保権」という。）の対抗要件等の在り方を、次のとおりとはどうか。

1 確定日付のある証書による通知又は承諾（以下単に「通知・承諾」という。）を、債権を

5

2 債権を目的とする担保権については、登記をすることができることとし、登記がされたときは、当該債権の債務者以外の第三者については、確定日付のある証書による通知があったものとみなすこととする。

債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をしたときは、当該債務者についても確定日付のある証書による通知があったものとみなすこととする。

10

3 同一の債権について数個の譲渡担保権が設定されたときは、その順位は、法令に別段の定めがある場合を除き、これをもって第三者に対抗することができるようになった時の前後によるものとする。

15

4 通知・承諾と登記との優劣関係について、規定を設けないこととする。

5 （債権を目的とする担保権について、転担保、担保権の順位の変更、担保権の譲渡・放棄及び担保権の順位の譲渡・放棄等を可能とすることを前提に）債権を目的とする担保権の公示の在り方を、次のとおりとすることについて、どのように考えるか。

20

(1) 債権を目的とする担保権の登記事項（①当事者の特定に必要な事項、②登記原因及びその日付、③目的債権の特定に必要な事項等）は、基本的には現在の債権譲渡登記と同様とする。

(2) 登記された債権を目的とする担保権と同一の目的債権に係る他の登記された新たな規定に係る担保権との関連性を登記できるようにすることについて、どのように考えるか。

25

(3) 登記された債権を目的とする担保権について、転担保、担保権の順位の変更、担保権の譲渡・放棄及び担保権の順位の譲渡・放棄等を登記できるようにすることについて、どのように考えるか。

(説明)

債権を目的とする担保権の公示の在り方について検討するものである。

30

1 本文1から本文3までについて

動産を目的とする新たな規定に係る担保権と同様の考え方から、①通知・承諾を、債権を目的とする担保権の第三者対抗要件とすること（本文1）、②債権を目的とする担保権については、登記をすることができることとし、登記がされたときは、当該債権の債務者以外の第三者については、確定日付のある証書による通知があったものとみなすこととすること（本文2前段）、③債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をしたときは、当該債務者についても確定日付のある証書による通知があったものとみなすこと（本文2後段）、④同一の債権について数個の債権を目的とする担保権が設定されたときは、その順位は、法令に別段の定めがある場合を除き、これをもって第三者に対抗することができるようになった時の前後によるものとする（本文3）を提案す

35

るものである。

2 本文4について

動産を目的とする新たな規定に係る担保権とは異なり、債権を目的とする担保権については、いわゆる登記優先ルールを採用せず、通知・承諾と登記との優劣関係について、特
5 段の規定を設けないことを提案するものである。

債権を目的とする担保権については第三債務者に対する通知・承諾が必要であり、債権
を担保として融資しようとする者は第三債務者に対して問い合わせることによって先行す
る担保権の存否を確認することができるため、動産を目的とする新たな規定に係る担保権
の第三者対抗要件を占有改定により備えたような場合を想定する必要はないと考えられる。
10 また、二読の議論では、債権の真正譲渡に係る登記と担保目的譲渡に係る登記との間で効
力に差を設けると、第三債務者が真正譲渡か担保目的譲渡かという困難な判断を強いられ
ることになり、適当でないとの意見もあった。そこで、本文では、債権を目的とする担保
権については、いわゆる登記優先ルールを採用しないことを提案している。

3 本文5について

債権を目的とする担保権に係る登記についても、動産を目的とする新たな規定に係る担
保権に係る登記と同様の二層構造を設けることの適否について検討するものである。なお、
債権を目的とする担保権に係る登記について関連担保目録を導入したとしても、動産を目
15 的とする新たな規定に係る担保権の場合と同様に、登記された債権を目的とする担保権に
関連する担保権の全てを把握できるものではない点には留意する必要がある。

債権を目的とする担保権についても、動産を目的とする新たな規定に係る担保権と同様
に、転担保、担保権の順位の変更、担保権の譲渡・放棄及び担保権の順位の譲渡・放棄等
(以下「債権を目的とする担保権の処分等」という。)を行うことができるということが考
20 えられる²⁰。

債権を目的とする担保権の処分等については、法律関係の明確性や第三債務者の負担軽
減の観点から、登記がされた場合に限り対抗要件又は効力要件を具備することができる
25 とすることが考えられる。例えば、転担保、担保権の譲渡・放棄、担保権の順位の譲渡・
放棄については、当該債権の債務者(第三債務者)以外の者に対する対抗要件や、担保権
者が数人のために担保権の処分をした場合における処分の利益を受ける者の順位を決める
ための基準は、登記とし、第三債務者に対する対抗要件は、第三債務者に対する登記事項
30 証明書の交付による通知又は第三債務者の承諾とすることが考えられるが、どのように考
えるか。また、担保権の順位の変更については、登記に加えて、第三債務者に対する登記
事項証明書の交付による通知又は第三債務者の承諾を効力要件とすることが考えられるが、
どのように考えるか。

ここで、債権を目的とする担保権の処分等についての登記とは、動産を目的とする新た
な規定に係る担保権と同様に、債権を目的とする担保権の処分等の「合意」があった旨の
35 登記を想定している。当該合意の登記によって実体的効力が生じたかどうかは、登記事項
を確認した者の判断に委ねることが想定されていることは、動産を目的とする新たな規定
に係る担保権の場合と同様である。

²⁰ これに伴い、債権質についても同様の規定を設けるか。

また、関連担保目録の内容が複雑になる可能性があること、第三債務者に債権を目的とする担保権の処分等の有効性やその効果等についての判断を強いることになり、第三債務者の負担が重くなる可能性も考えられることから、債権を目的とする担保権の処分等のうち実務上ニーズのあるものに限って登記できるとすることも考え得るが、どのように考えるか。

これと関連して、債権を目的とする担保権の処分等を認めた場合には、第三債務者保護のための方策を併せて検討することも考えられるが、どのように考えるか²¹。

²¹ 例えば、第三債務者に対して債権を目的とする担保権の処分等が記録された登記事項証明書の交付による通知があった場合には、供託を認めるなどの規律を新たに設けることも考えられるが、還付請求の還付を受ける権利を有することを証する書面として供託金還付請求権の帰属に係る判決書の正本の添付が必要となることも想定される。第三債務者保護の方策を検討するに当たっては、このような担保権者の負担にも配慮する必要があると考えられる。

関連担保目録のイメージ

関連担保目録の作成

<第1順位担保権の設定>



登記 1	
登記番号	2022-01
譲渡人	A 商事
譲受人	B 銀行
登記年月日時	令和 4 年 9 月 1 日 10 時 2 分
動産の種類	油圧プレス機

<第2順位担保権の設定>



登記 2	
登記番号	2022-02
譲渡人	A 商事
譲受人	C 銀行
登記年月日時	令和 4 年 9 月 4 日 9 時 50 分
動産の種類	油圧プレス機

<関連担保目録の作成>



関連担保目録	
目録番号	001
関連登記 1	2022-01
関連登記 2	2022-02

- 関連担保目録の作成
- 登記 1 と登記 2 の関連付け の登記申請

付記 ※各登記に関連担保目録番号が付記

登記 1	
登記番号	2022-01
~~~~~	
関連担保目録あり：番号001	

登記 2	
登記番号	2022-02
~~~~~	
関連担保目録あり：番号001	

担保権の内容等の登記



関連担保目録に担保権の内容等の登記が可能

関連担保目録	
目録番号	001
関連登記 1	2022-01

備考	債権額 金●●万円 利息 年●%
関連登記 2	2022-02

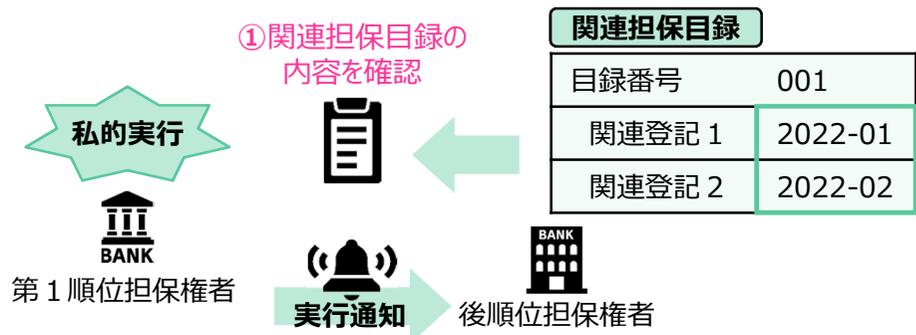
担保権の順位の変更等の合意の登記



関連担保目録に担保権の処分や順位の変更等の合意の登記が可能

関連担保目録	
目録番号	001
関連登記 1	2022-01
~~~~~	
関連登記 2	2022-02
関連事項 1	関連登記 1 と 2 順位変更合意

## 担保権の私的実行



関連担保目録	
目録番号	001
関連登記 1	2022-01
関連登記 2	2022-02